

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年5月27日

国立研究開発法人海洋研究開発機構
分任契約担当役 経理部長 中村 賢司
(公印省略)

1. 競争に付する事項

- (1) 件名 北極域研究船の建造
- (2) 引渡期限 令和9年3月31日(水)

2. 契約方式

総合評価落札方式

3. 競争参加資格

全省庁統一資格：「物品の製造」の「船舶類」においてA等級の資格を取得しているものであること。

4. 必要書類等の提出場所等

- (1) 必要書類等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒237-0061 神奈川県横須賀市夏島町2番地15

国立研究開発法人海洋研究開発機構 経理部契約調整課 船舶建造業務 調達担当 大門・金子
電話 046-867-9166

E-mail keiyaku-emg@jamstec.go.jp (*を@に変える)

- (2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

上記E-mailアドレス宛に、メール件名に本入札案件名、メール本文に公告期間、申請法人名、ご住所、ご担当者名、電話番号、メールアドレスを記載した電子メールを送付すること。(※)

令和3年5月27日(木)10:00～令和3年7月15日(木)17:00まで

※入札説明書については、別添の機密保持に関する念書を機構へ提出の上、交付を受けるものとする。

- (3) 仕様説明会(入札説明書交付申請必須)【参加必須】

令和3年6月3日(木)13:30

Web会議システムによる開催とする。

- (4) 必要書類の提出期限

令和3年7月15日(木)16:00

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

令和3年8月16日(月)13:30

国立研究開発法人海洋研究開発機構 横須賀本部 本館1階 第1セミナー室

5. 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、4.(2)の入札説明書の交付を受けなければならない。また、4.(3)の仕様説明会に参加しなければならない。

6. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7. その他

- (1) 詳細については、「入札説明書」による。また、入札に当たっては、上記に記載のほか、機構ホームページ(<http://www.jamstec.go.jp/j/about/procurement/index.html>)で公表している「入札参加者心得」を熟読し承知した上で入札に参加すること。

- (2) 本公告に関する仕様書を、機構ホームページ(<http://www.jamstec.go.jp/bid/>)で公表している。

仕様書

1. 件名

北極域研究船の建造

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人海洋研究機構（以下「機構」という。）が、北極域研究船の建造を実施するために定めるものである。

3. 引渡場所

本業務の受注者事業所

4. 引渡期限

令和9年3月31日（水）

5. 仕様

別添「北極域研究船」建造基本仕様書のとおり。

6. 業務遂行要件

(1) 建造スケジュール

本調達は、別添「北極域研究船」建造基本仕様書に定めている全事項を対象とするものであるが、このうち第6部に定める観測装置については、現時点では予算措置が確定しておらず、令和4年度に概算要求を実施する予定である。従って、当該要求結果によっては建造スケジュールや引渡期限に変更の可能性があるため、本業務の受注者はそれらの変更柔軟に対応すること。また、それに関わらず、年度ごとの建造スケジュールの変更についても機構からの要請に最大限対応できること。

(2) 船主監督代行の指定

北極域研究船の建造実施するにあたって、機構は建造監理関係業務を別途発注し、当該業務の受注者を船主監督代行として指定する予定である。本業務の受注者は、船主監督代行からの監理・監督に対応できること。

(3) 情報発信への協力

機構内外への北極域研究船の建造状況の報告、国内外の関係機関・組織との連携の検討等に使用するため、建造と並行して、北極域研究船に関するパンフレット、動画その他の様々なコンテンツを制作する予定である。本業務の受注者は差し支え

の無い範囲で、建造過程の画像や映像等の提供等に最大限対応すること。

(4) 使用する言語

本業務の受注者は、日本語で円滑な意思疎通、日本語による書面の対応が可能なこと。

7. 納入品

「北極域研究船」建造基本仕様書に定める北極域研究船 1式

8. その他

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、機構担当者と協議の上決定すること。

※「北極域研究船」建造基本仕様書については、ホームページ上での公表を控えさせていただきます。

国立研究開発法人海洋研究開発機構
分任契約担当役 経理部長 殿

機密保持に関する念書

当社は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）から、「北極域研究船の建造」の調達手続き（以下「目的」という）のために、関連する情報提供を受けるにあたり、下記各項目の内容を遵守し、これに違反しないことを誓約します。

記

1. (機密情報)

当社は、令和3年5月27日(木)から令和3年8月16日(月)までの間（以下「開示期間」という）に、「目的」に必要かつ相当と認められる範囲において機構から開示を受ける「北極域研究船の建造」の調達についての、以下に指定されたものを機密情報（以下「機密情報」という）として認識し、善良な管理者の注意をもって管理および使用します。

(1) 上記の期間において、書面もしくは媒体による開示、または口頭により開示されたすべての情報

2. (守秘義務)

(1) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、機構の事前の書面による承諾なく、「目的」のために開示が必要とされる特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも開示または漏洩しないものとします。

(2) 当社は、「機密情報」が開示された前項の特定の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置をとるものとします。

(3) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、「目的」以外に使用しないものとします。

(4) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、当社が「目的」のために複製した場合、その複製物についても、「機密情報」と同様の義務を負うものとします。また、機密情報に接した個人の記憶に保持される残留情報についても「機密情報」と同様の義務を負うものとします。

3. (義務の免除)

上記1.～2.に定める当社の義務は、以下のいずれかに該当する情報に対しては、適応されないものとします。

(1) 開示期間の始期において既に公知であったもの、または開示期間開始後に当社の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

(2) 開示期間の始期において法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から合法的に取得し既に所有しているもの、または開示期間開始後に法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得するもの

4. (情報の返還)

当社は、機構と「目的」の終了を確認したときもしくは機構から返還の指示があったときには、機構から開示されたすべての「機密情報」（複製物を含む）を直ちに機構に返還するとともに、目的遂行上、当社が一時保存等行うにあたり作成した複製物（写真媒体、電子データ媒体、書類問わず一切の有体物一切）は、機構の指示に従って廃棄するものとします。

5. (守秘義務の適用対象と存続期間)

本念書は、開示期間に開示された「機密情報」に対して適用されるものとし、守秘義務の有効期間は開示期間の始期から始まり開示期間終了の翌日から5年経過した時点を以て終了するものとします。

6. (損害賠償)

当社は、本念書に違反したことにより機構に損害を与えた場合、当該損害を賠償します。

以上

令和 年 月 日

所在地：

法人名又は商号：

代表者氏名：

④

記入例

別添

国立研究開発法人海洋研究開発機構
分任契約担当役 経理部長 殿

機密保持に関する念書

当社は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）から、「北極域研究船の建造」の調達手続き（以下「目的」という）のために、関連する情報提供を受けるにあたり、下記各項目の内容を遵守し、これに違反しないことを誓約します。

記

1. (機密情報)

当社は、令和3年5月27日(木)から令和3年8月16日(月)までの間（以下「開示期間」という）に、「目的」に必要かつ相当と認められる範囲において機構から開示を受ける「北極域研究船の建造」の調達についての、以下に指定されたものを機密情報（以下「機密情報」という）として認識し、善良な管理者の注意をもって管理および使用します。

(1) 上記の期間において、書面もしくは媒体による開示、または口頭により開示されたすべての情報

2. (守秘義務)

(1) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、機構の事前の書面による承諾なく、「目的」のために開示が必要とされる特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも開示または漏洩しないものとします。

(2) 当社は、「機密情報」が開示された前項の特定の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置をとるものとします。

(3) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、「目的」以外に使用しないものとします。

(4) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、当社が「目的」のために複製した場合、その複製物についても、「機密情報」と同様の義務を負うものとします。また、機密情報に接した個人の記憶に保持される残留情報についても「機密情報」と同様の義務を負うものとします。

3. (義務の免除)

上記1.～2.に定める当社の義務は、以下のいずれかに該当する情報に対しては、適応されないものとします。

(1) 開示期間の始期において既に公知であったもの、または開示期間開始後に当社の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

(2) 開示期間の始期において法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から合法的に取得し既に所有しているもの、または開示期間開始後に法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得するもの

4. (情報の返還)

当社は、機構と「目的」の終了を確認したときもしくは機構から返還の指示があったときには、機構から開示されたすべての「機密情報」（複製物を含む）を直ちに機構に返還するとともに、目的遂行上、当社が一時保存等を行うにあたり作成した複製物（写真媒体、電子データ媒体、書類問わず一切の有体物一切）は、機構の指示に従って廃棄するものとします。

5. (守秘義務の適用対象と存続期間)

本念書は、開示期間に開示された「機密情報」に対して適用されるものとし、守秘義務の有効期間は開示期間の始期から始まり開示期間終了の翌日から5年経過した時点を以て終了するものとします。

6. (損害賠償)

当社は、本念書に違反したことにより機構に損害を与えた場合、当該損害を賠償します。

以上

令和 年 月 日

所在地： 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番

法人名又は商号： 株式会社〇〇〇〇

代表者氏名： 代表取締役社長 〇〇 〇〇

代表印